

○回数券約款

(昭和55年1月7日決定)

改正	昭和61年2月1日	平成13年8月17日
	平成4年7月1日	平成27年4月1日

(趣旨)

第1条 道路整備特別措置法（昭和31年3月14日法律第7号。以下「法」という。）に基づき、千葉県道路公社（以下「公社」という。）が管理する有料道路の回数通行券及び磁気カード式回数通行券（以下「回数券」という。）の発売、払いもどし及び使用に関しては、この約款による。

(発売)

第2条 回数券は、販売条件を明示するものとし、本社並びに当該有料道路管理事務所及び料金所等において販売する。

(効力)

第3条 回数券は、次の各号により使用することができる。

- (1) 回数通行券は、1片券をもって車両1台が通行1回限り、その券面表示事項に従って使用することができる。
- (2) 磁気カード式回数通行券は、券面車種の車両の通行に限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

(通用期間)

第4条 回数券は、公社が通用開始日を特に指定しない限り発売日から料金徴収期間満了の日まで使用することができる。ただし、第6条ただし書きに該当する事由が発生したときは、発生日の前日までとする。

(無効)

第5条 回数券は、次の各号の一に該当する場合は、無効とし回収する。

- (1) 券面表示事項が不明となった回数券を使用したとき。
- (2) 券面表示事項をぬり消し、または改変して使用したとき。
- (3) その他不正の手段として使用したとき。

(払いもどし)

第6条 発売した回数券は、払いもどしをしない。ただし、次の各号の一に該当する場合は払いもどしを行う。

- (1) 料金の額に変更があったとき。
- (2) 供用区間の延長等により新たな回数券に切り換えたとき。

- (3) 料金徴収期間の満了により回数券が不要となったとき。
- (4) 廃車、車種の変更、勤務地又は住所の変更等により回数券が不要となったとき。
- (5) その他、公社が回数券の払いもどしの必要があると認めたとき。

(周知方法)

第7条 前条の事由が発生したときは、券面表示の有料道路の料金所又は県報等において必要事項を掲示するものとする。

(払いもどしの期間)

第8条 回数券の払いもどしの期間は、第6条各号の事由が発生した日の翌日から起算して30日とする。

(払いもどしの場所)

第9条 回数券の払いもどしの場所は、発売された有料道路管理事務所又は公社道路課とする。

(払いもどしの額)

第10条 回数券の払いもどしの額は、次の各号に掲げるところによる。ただし、この場合10円未満の端数は切り捨てる。

- (1) 第6条第1号から第3号までに掲げる場合

$$\text{払いもどしの額} = \frac{\text{回数券の発売価格}}{\text{回数券の発売枚数}} \times \text{残存枚数}$$

- (2) 第6条第4号に掲げる場合

$$\text{払いもどしの額} = \text{回数券の発売価格} - \text{回数券の使用数} \times \text{料金} - \text{手数料}$$

ただし、回数券の使用数に料金を乗じて手数料を加えた額が回数券の発売価格と同額か、又はこれを超えるときは、払い戻しをしない。

- (3) 第6条第5号に掲げる場合は、払いもどしの理由により公社が前2号のいずれかを適用する。

2 前項第2号の手数料は、回数券1冊につき100円とする。この場合の消費税は、消費税法第29条及び地方税法第72条の83に基づき徴収するものとする。また、回数券の冊子及び磁気カードは使用数にかかわらず、1冊として数えるものとする。

(払いもどし領収書)

第11条 回数券の払いもどしを受けた者は、公社所定の領収書を公社に提出するものとする。

(再発行)

第12条 回数券は、再発行しない。

(実施期間)

第13条 この約款は、昭和55年1月7日から実施する。

附 則

この約款は、昭和 61 年 2 月 1 日から実施する。

附 則

この約款は、平成 4 年 7 月 1 日から実施する。

附 則

この約款は、平成 14 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この約款は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。